

第411回埼玉県内水面漁場管理委員会

議 事 録

開催場所	ZOOM会議室	担当書記	来間 明子	
会議日数	自 令和3年2月16日 1日間 至 令和3年2月16日			
出席者数	委員定数13名中出席者13名			
出席委員	岡本 信明	坂本 均	島田 敬万	田中喜久雄
	松本 泉	新井 博	岡田 信義	米田 和夫
	大久保香里	大関 早孝	田中深貴男	矢野 雅
	古谷 愛子			
欠席委員				
県出席者	農林部副部長	小畑 幹	生産振興課長	田邊 虎男
	担当副課長	青木 伯生	担当主幹	吉田 義彦
	担当主任	来間 明子	担当主任	大力圭太郎
	水産研究所長	長嶋 聡	担当課長	飯野 哲也
	技師	小山 知洋		
事務局	生産振興課長	田邊 虎男	担当副課長	青木 伯生
署名委員	会 長.....			
	委 員..... 田中喜委員			
	委 員..... 大関委員			

会議に付した議案並びに審議結果

審 議

議案番号	件 名	結 果
1	コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る委員会指示について	可決
2	秩父漁業協同組合の遊漁規則の変更について	可決
3	「意見の聴取に関する手続規程」及び「公聴会に関する手続規程」の一部改正について	可決

協 議

議案番号	件 名	結 果

報 告

報告番号	件 名	結 果

発 言 者	発 言 内 容
司 会	<p>第411回埼玉県内水面漁場管理委員会を開催します。</p> <p>本日は、複数の会場をリモートで結ぶ会議とします。ご意見がある場合は、議長の了解を得たのち、御発言ください。</p> <p>本日は13名の委員全員が出席していますので、委員会事務規程第6条の規定により本委員会は成立します。</p> <p>開会に当たり、会長より御挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>今回の委員会は、新型コロナウイルス感染防止のため「Z o o m」を活用したウェブ会議です。このような方法での開催は初めてですが、ご理解とご協力をお願いします。</p> <p>オンラインでの開催ですが、委員の皆様には慎重審議と闊達な意見交換をお願いいたします。</p>
司 会	<p>続きまして、農林部副部長より御挨拶を申し上げます。</p>
農 林 副 部 長	<p>本日の議題は「コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る委員会指示について」及び「秩父漁業協同組合の遊漁規則の変更について」、「意見の聴取に関する手続規程及び公聴会に関する手続規程の一部改正について」の3件です。</p> <p>慎重な御審議をお願いしますとともに、今後とも本県水産業の振興に御支援、御協力をお願いします。</p>
司 会	<p>第411回委員会を開催します。会長に議長をお願いします。</p>
議 長	<p>委員会事務規程第11条に基づき、議事録署名委員に田中喜久雄委員と大冢委員を指名します。</p> <p>それでは、審議事項に入ります。第1号議案「コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る委員会指示について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局 長	<p>当委員会では、平成16年から毎年、公共用水面における生きたままのコイの持ち出し及びコイの持ち込みを禁止する委員会指示を行っていますが、県内の既発生水域では現在もコイヘルペスウイルスが存在しており、引き続き警戒が必要であることから、委員会指示を継続する必要があると考えています。このため、現在出されている委員会指示の期間を1年間延長しようとするものです。</p> <p>なお、コイの放流については、遊漁者や漁業者から放流再開を望む声</p>

		が多く聞かれており、水産研究所の放流試験結果によっては、コイの放流再開に向けて検討を進めたいと考えています。御審議お願いします。
議	長	御意見・御質問がありますか。
委	員	水産研究所で行っている放流試験の目標と進捗状況を教えてください。
所	長	KHV既発生水域で初年度はケージ飼育試験、2年目は放流試験を行うもので、毎年1カ所実施地区を増やしており、今年は3例目です。最初は埼玉南部漁協管轄の川越市灰俵沼、2例目は武蔵漁協管轄の東松山市八反沼、3例目を始めた今年度は埼玉東部漁協管轄の幸手市大島新田調節池で試験を行いました。それぞれの水域で、抗体価が上がっている野生ゴイが確認できていますので、KHVウイルスは存在すると推測しています。しかしながら、試験で放流したコイには大量へい死はなく、抗体価が少し上がったコイが見られるだけなので、今後も漁協の協力を得ながら調査ポイントを増やし、事例を重ねていきたいと考えています。
委	員	試験は閉鎖水域で行っているが、これで問題なければ、放流再開の方向で考えるとのことでしょうか。
所	長	閉鎖水域の方が再捕獲がしやすく、他所からの影響も少なく、放流再開に向けたハードルが低いと考えます。調査事例が揃いましたら、漁場管理委員会でディスカッションいただき、放流再開を目指したいと考えています。
委	員	どういう風に役立てるかという観点で取り組んでもらいたい。
議	長	他に御質問ありますか
委	員	47都道府県の中でどれだけの都道府県で同様の委員会指示を出しているか、どういう状況になれば委員会指示を継続しないで済むのかを教えてください。
水産研究所		大部分の都道府県では同じように委員会指示を出していますが、茨城県などいくつかの県で委員会指示を行っていないところがあります。指示を出していない理由については把握していません。国は委員会指示などでKHVのまん延防止に努めてもらいたいとしており、このためほと

	<p>んどの都道府県でこのような指示で対応しているところです。</p> <p>なお、指示の解除については、「各都道府県の内水面漁場管理委員会の判断で良い」と水産庁は言っていますが、今のところ、一度指示を出した委員会で解除をした事例はありません。</p>
委員	当県の上流にあたる県の状況はどうでしょうか
水産研究所	当県の上流にあたる栃木県・群馬県、下流の東京都も委員会指示を出しています。
委員	令和元年にKHVが2カ所で発生していますが、発生原因は？また第2種区画漁業権の2業者の生産状況を教えてください。
所長	令和元年のKHV発生は錦鯉でした。他県から入ってきたと思われます。また、第2種区画漁業権のコイは黒ゴイであり、群馬県の業者に卸していると聞いています。
委員	生産者からの要望は？
所長	錦鯉生産者からはしっかりした予防措置とその指導、黒ゴイ生産者からの要望は把握していません。河川漁業者からは早期の放流再開の要望が出ています。
委員	遊漁者としては、ぜひ早期のコイ放流を再開していただきたいです。
議長	全体としては、しっかりデータを取って放流を進めるという流れになっていると思います。ただし、KHVは特定疾病ですのでしっかりとしたデータに基づいて、水産庁とよく相談をして進めていくことが大事でしょう。ほかに意見はありますか。
委員	KHVで放流ができない時期ですので、代わりに産卵床を設置するなど魚が住みやすい川づくりをより一層進めて、取り組みを継続していただきたいと思います。
所長	県内でも、入間漁協などで数年続けて産卵床の設置をしており、効果が出ています。今年度も行いたいとの希望ですので、一緒にやっていきたいと思っています。
委員	埼玉県水産業振興計画が平成28年2月に作成されていますが、約5

	<p>年で中間見直しをするとなっています。この計画にはKHVも関連して載っていますが、今日の審議と関係するものと思います。方向性はどうかになっているのでしょうか。見直しはいつ頃行うのですか。</p>
所 長	<p>振興計画と水産研究所の研究と内水面漁場管理委員会で、それぞれ並行して進めていきたいと思っています。</p>
事 務 局	<p>見直しについては、今後検討していきます。</p>
議 長	<p>他に質問はないですか。ないようでしたら、本案について議案どおり決定してよいですか。</p>
委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>それでは本案は可決とします。事務局で事務を進めてください。次に第2号議案「秩父漁業協同組合の遊漁規則の変更について」事務局から説明してください。</p>
事 務 局 長	<p>漁業法第170条第4項に基づき、埼玉県知事から、秩父漁業協同組合の遊漁規則の変更認可についての諮問がありました。</p> <p>前回委員会での協議内容と異なる点は、「標記の統一」が追加されたことです。前回御指摘いただきましたとおり、他条項と統一した文言に見直してあります。</p> <p>あゆの遊漁期間の拡大と、にじますの周年遊漁可能区域の拡大は、前回と変更ありません。御審議お願いします。</p>
議 長	<p>御意見・御質問がありますか</p>
所 長	<p>前回、ニジマスの周年遊漁を可能にするとアユとの混獲の可能性があるので注意して指導をしたいと説明しましたが、その後確認をしましたところ、漁協のアユ漁場と今回追加となるニジマス漁場は物理的に距離があるため、両魚種が同じ水域にいることはあまりない状況であったことを、補足説明させていただきます。</p>
委 員	<p>周年遊漁など期間・区域が拡大となった分の増殖については、組合はどうしていますか。</p>
所 長	<p>具体的回答はもらっていません。確認します。</p>

委 員	各漁業協同組合の運営が厳しいので、遊漁者確保の検討をしてほしい。
所 長	秩父漁協の取組はかなり先進的であり、かつパイロット的な取り組みと考えます。他の漁協でもぜひ参考にさせていただきたい。
委 員	変更の効果を今後教えていただきたい。
議 長	1年後か2年後、しっかりトレースしてポジティブに進めて、効果の報告をしてください。 他にご意見ないですか。なければ、本案について許可を適当と認めることでよろしいですか。
委 員	異議なし
議 長	認可を適当と認めますので、事務局で事務を進めてください。 続きまして、第3号議案「意見の聴取に関する手続規程及び公聴会に関する手続規程の一部改正について」、事務局から説明してください。
事 務 局	埼玉県内水面漁場管理委員会の「意見の聴取に関する手続規程」と「公聴会に関する手続規程」には、根拠法令の条項番号が記載されています。 漁業法等の一部を改正する等の法律が施行されたことに基づき、この2つの規程を改正するものです。 「意見の聴取に関する手続規程」は、水産庁が発出した「海区漁場管理委員会の意見の聴取に関する手続規程例」を踏まえて修正しています。「公聴会に関する手続規程」は、漁業法の改正で生じた「条項ずれの修正」です。ご審議をお願いします。
議 長	この件についてご意見ご質問ありますか。 無いようでしたら決定とします。
委 員	(了承)
議 長	事務局で事務を進めてください
議 長	用意された議事はすべて終了しました。 それでは、議長職を解かせていただきます。
司 会	以上をもちまして、第411回の内水面漁場管理委員会の会議を終了します。